



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月29日

(宛先)

埼玉県 西部環境管理事務所長 殿

報告者 埼玉県新座市北野3丁目6番3号

サンケン電気株式会社

代表取締役社長 高橋 広

(電話番号 048-472-1111)

埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。

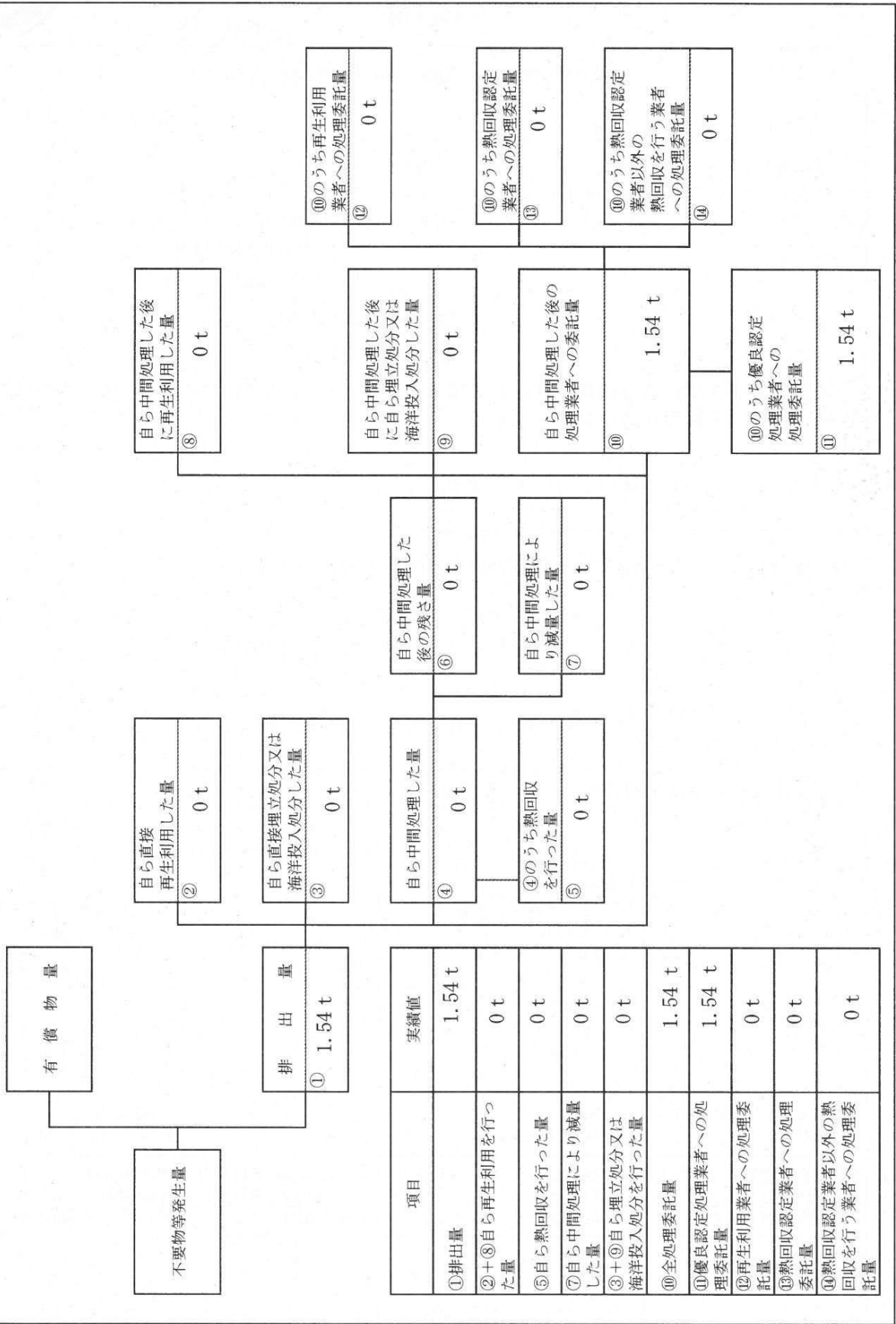
事業場の名称	サンケン電気株式会社 本社
事業場の所在地	埼玉県新座市北野3丁目6番3号
事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

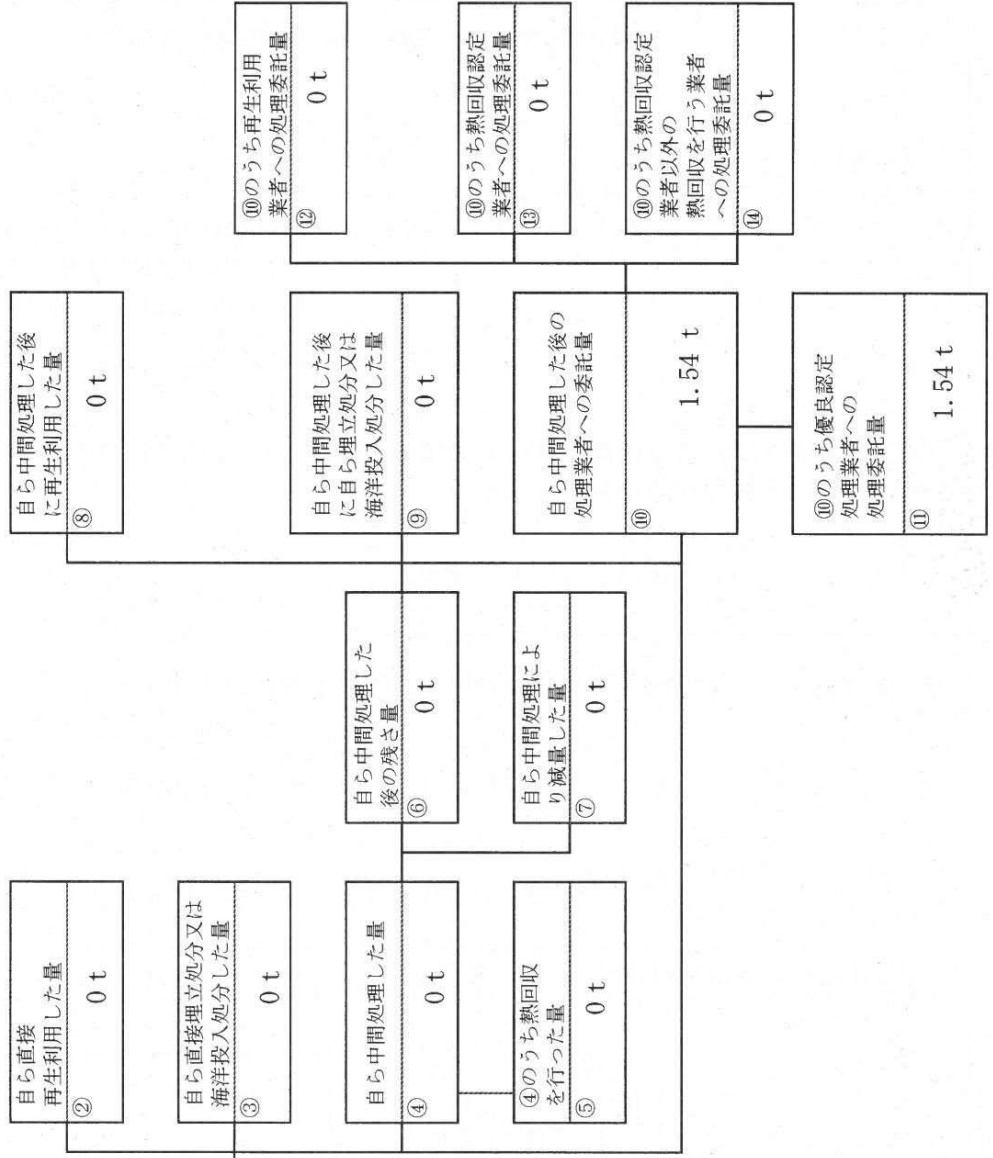
項目	目標値	項目	目標値
排出量	引火性廃油 0.11 t PCB廃棄物 1.72 t ガラス屑(水銀製品) 0.50 t	全処理委託量	引火性廃油 0.11 t PCB廃棄物 1.72 t ガラス屑(水銀製品) 0.50 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t	優良認定処理業者への処理委託量	引火性廃油 0.11 t PCB廃棄物 1.72 t ガラス屑(水銀製品) 0.50 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t	再生利用業者への処理委託量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t	認定熱回収業者への処理委託量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	引火性廃油 0 t PCB廃棄物 0 t ガラス屑(水銀製品) 0 t
※事務処理欄			

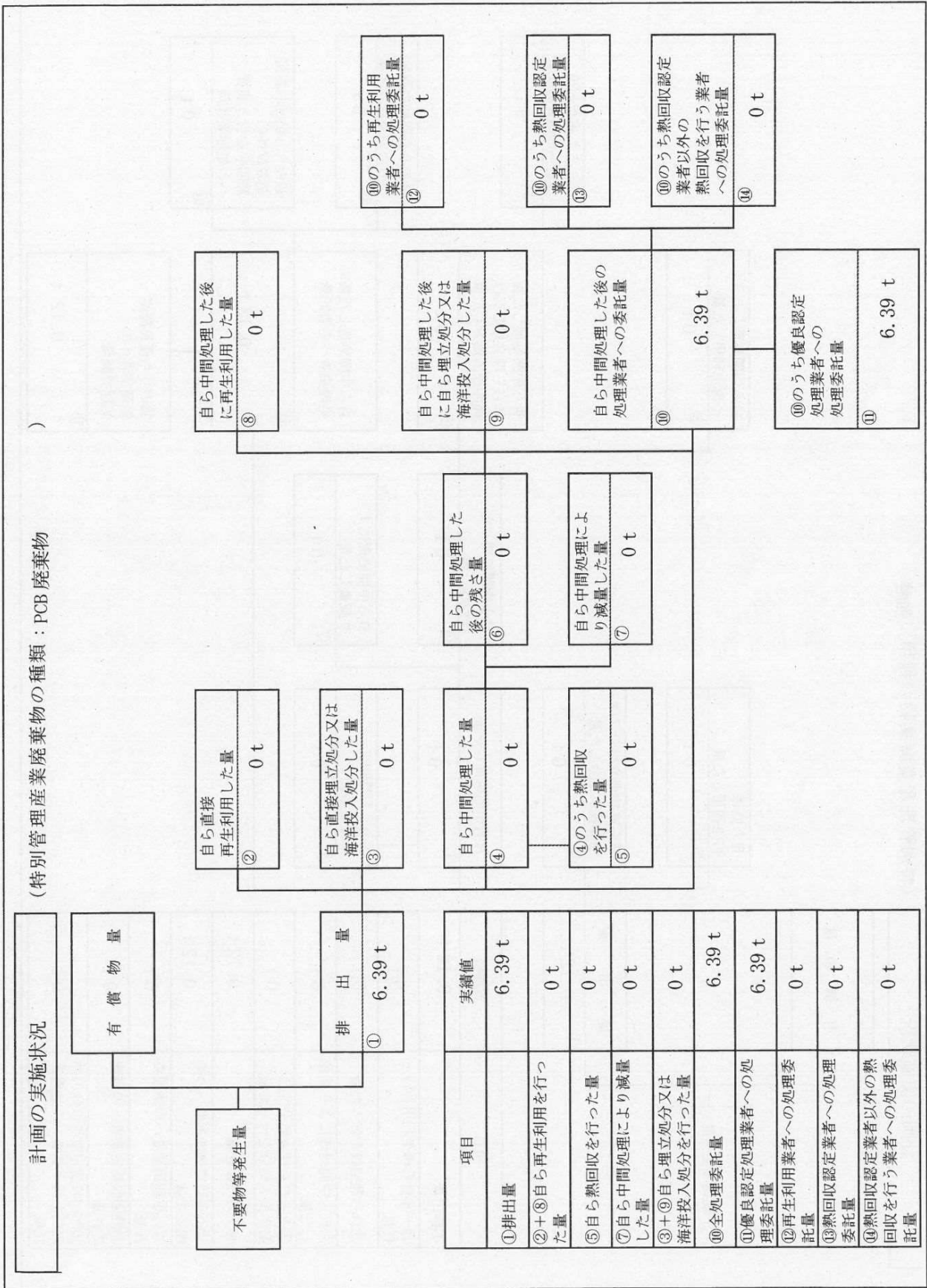
(特別管理産業廃棄物の種類：引火性廃油)

計画の実施状況

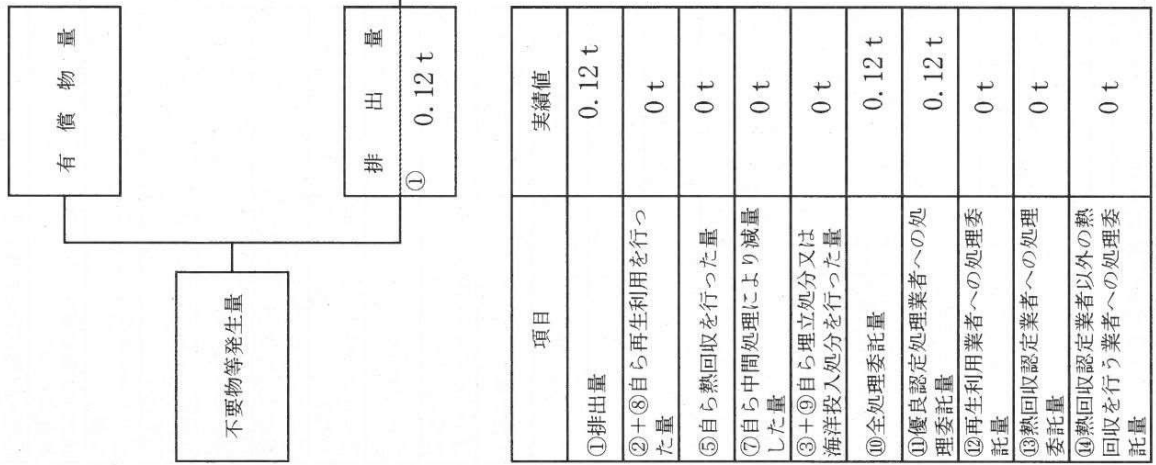


項目	実績値
①排出量	1.54 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+④+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	1.54 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.54 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t



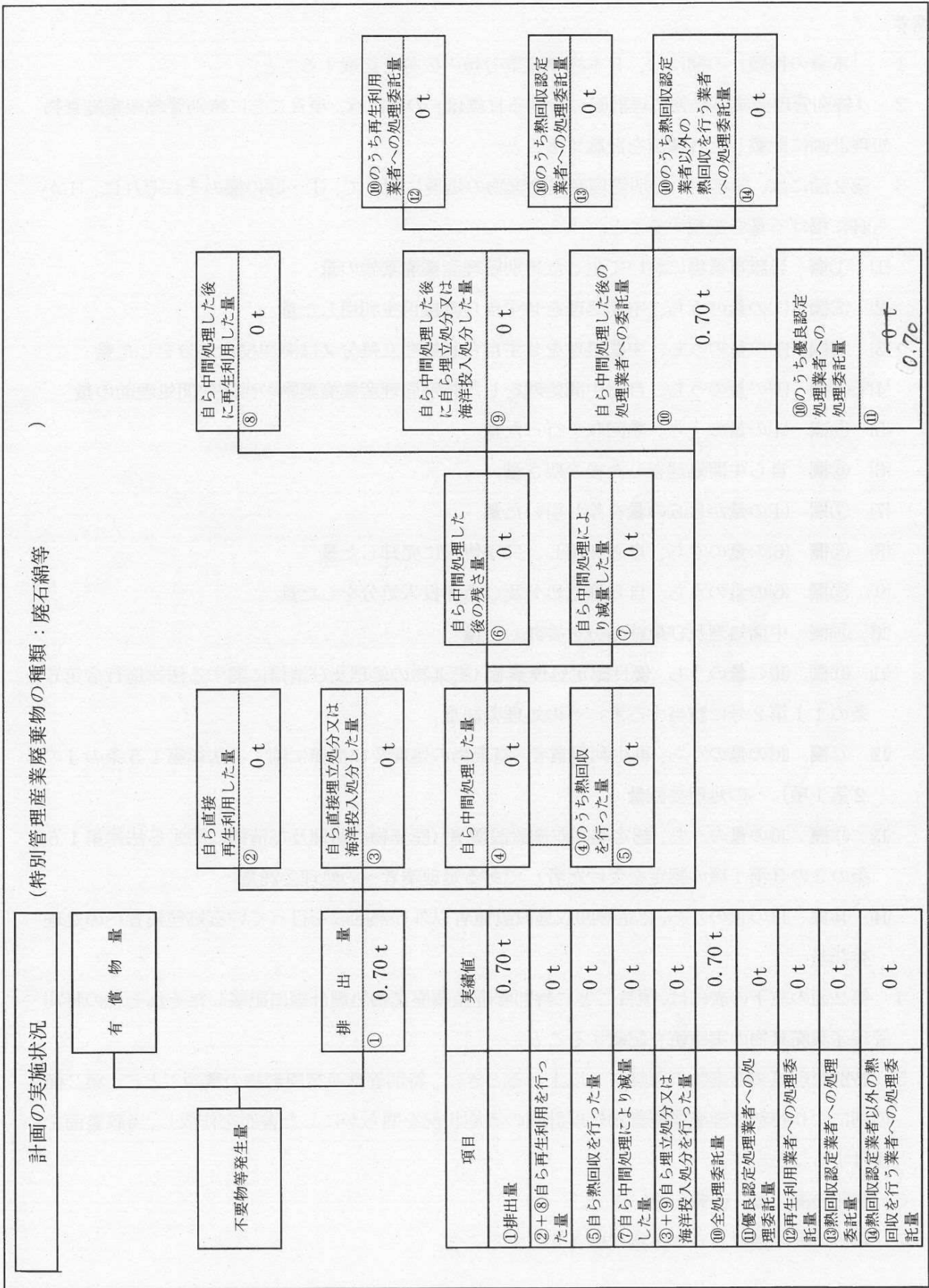


計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類：強酸)



項目	実績値
①排出量	0.12 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	0.12 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.12 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類：廃石綿等)



⑧ 自ら中間処理した後に再生利用した量
0 t

② 自ら直接再生利用した量
0 t

③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
0 t

⑥ 自ら中間処理した後の残さ量
0 t

④ 自ら中間処理した量
0 t

⑦ 自ら中間処理により減量した量
0 t

⑤ ④のうち熱回収を行った量
0 t

⑨ 自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
0 t

⑩ 自ら中間処理した後の処理業者への委託量
0.70 t

⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
0.70 t

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量
0 t

⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
0 t

⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
0 t

(第6面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの特別管理産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。